

# 平成24年4月からの保健掛金・負担金率

平成24年度における保健掛金・負担金率は次のとおり前年度から変更はありません。

(単位：%)

区 分	毎月の率		期末手当等の率		
	掛金	負担金	掛金	負担金	
一般組合員	一般職	2.375	2.375	1.90	1.90
	特別職	1.90	1.90	1.90	1.90
市町村長組合員	1.90	1.90	1.90	1.90	
特定消防組合員	2.375	2.375	1.90	1.90	
長期組合員	1.90	1.90	1.90	1.90	
市町村長長期組合員	1.90	1.90	1.90	1.90	

## 個人情報取り扱いについて

組合員及び被扶養者並びに年金受給者の皆さんの個人情報は、共済組合が業務を行う上でなくてはならないものであり、その取り扱いについては共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを最大の課題と認識し事業運営を行っています。

### ●組合員にかかる給付方法と医療費のお知らせ等に関する同意について

共済組合では、皆さんが医療機関の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増嵩対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に、世帯単位で医療費のお知らせ等を作成しています。これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。つきましては、次のことについて皆さんからのご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかずに支給すること
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」(一覧表)を所属所長に送付すること
- ③ 「医療費のお知らせ」等を世帯単位で作成すること

なお、①について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は、組合員の皆さんがその都度共済組合へ請求していただくことになります。

### ●保健事業における受診券等の発行に関する同意について

本組合が保有する組合員・被扶養者の皆さんの個人情報をもとに疾病予防に関する各種健診の受診券等を発行し、所属所を通じて配布しています。これらについては、本人の同意を求めておりませんが、次のことについて、ご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 成人病健診の受診票を発行すること及び、成人病健診の結果をもとに精密検査の該当者に精密検査受診票を発行すること
- ② 歯周病検診の対象者に受診券を発行すること
- ③ 特定健康診査の対象被扶養者に受診券を発行すること
- ④ 特定健康診査の健診データをもとに特定保健指導の該当者に利用券を発行すること